

生徒生活心得

本校生徒は高等学校の目標に達するよう教育方針を体し、日常生活にもこれを努力しなければならない。

1 授業及び休憩

(授業)

- (1) 真理の探求には真摯なる態度を保つこと。
- (2) 私語を止め、直ちに授業に入れる態度を保つこと。職員が遅れた場合には代表者が連絡すること。
- (3) 端正な姿勢を保って授業を受けること。
- (4) 教室内の備品を移動する場合は、その授業の先生の許可を受けること。
- (5) 異装の際には許可を受けること。
- (6) 無断出入は厳に慎むこと。
- (7) 自習の場合は真剣に学習し、所定の教室を離れぬこと。

(休憩)

- (1) 休憩時に次時的心身の態勢を整えること。
- (2) 外出の際は必ず担任の許可を受け、外出証を持って外出すること。
- (3) 教育上団体生活に有害な言動を慎むこと。

2 挨拶

- (1) 挨拶はおたがいに親愛の情をもつてする。
- (2) 登下校時、学校関係者や地域の人会った

時は挨拶すること。

- (3) 校内で来客に会った時は会釈すること。

3 教室退室時間・下校時間

- (1) 教室の退室時間は午後4時45分を最終時間とする。
- (2) 部活動等の最終下校時間は年間を通して午後7時00分とする。
- (3) 顧問の監督の下で、家庭に連絡のある場合には、必要に応じて下校時間を延長することも可とする。

4 服装・所持品

- (1) 服装は高校生らしく、質素・端正であること。
- (2) 登下校時には、制服(詰め襟、黒)を着用し、バッジ(校章)を左襟に付けること。
- (3) 夏季(6月1日~9月30日)は、上着を着用しなくてもよいが、ワイシャツは白色無地のものとする。また、この期間はボロシャツ(白地に限る)の着用も認める。(Tシャツは認めない)
- (4) セーター・ベストは白・黒・紺・グレーなど、華美でないものを着用する。
- (5) 冬季、登下校時の防寒着は、華美でなく、型は堅実なものとする。
- (6) 上履きは学校所定のものを用いること。
- (7) 所持品には記名を明瞭にし、紛失したとき

又は拾得したときは、速やかに担任に連絡すること。

- (8) 髪型は高校生らしく、地味で堅実なものとし、みだりに流行を追わない。パーマや染髪は禁止する。

- (9) 制服は標準型学生服とし、変形の学生服などは、着用しないこと。

- (10) 携帯電話・スマートフォンは原則として校内での使用は禁止する。また、SNS等の利用については、ルール・マナーを遵守し、トラブルがないように十分注意して利用すること。

5 校舎・校具

- (1) 校舎・校具はこれを愛護し、もし誤って破損した場合は、速やかに届け出て、その指示を受けること。

6 出欠席

- (1) 欠席しようとする場合は、必ず保護者から担任に連絡すること。
- (2) 忌引日数については、学則第19条第2項及び第3項の通りとする。
- (3) 欠課・遅刻・早退の際は必ず担任に届け出ること。

7 清掃

- (1) 校内の清潔整頓に留意し、学習環境を整えること。

- (2) 当番はその責任を必ず果たすこと。
- (3) 清掃用具は責任をもって始末すること。
- (4) 終了の報告をし、点検を受けた後下校すること。

8 試験

- (1) 試験については、教務内規「II 試験実施上の留意事項」に準ずる。

9 風紀

- (1) 「五常の教え」に従い、沼高生としての自覚をもって行動すること。
- (2) 社会の福祉に積極的に寄与すること。
- (3) 异性との交際は常に健全明朗を期すること。
- (4) 好ましくないものとの交際は厳に慎まねばならない。
- (5) 禁止された場所、好ましくない場所には出入りしないこと。
- (6) 飲酒、喫煙、暴力行為はこれを絶対に禁止する。
- (7) 午後10時以降の外出をしないこと。
- (8) 公共の場では特に言動を慎むこと。
- (9) 交通道徳、一般社会の規則等には、充分の注意を払うこと。
- (10) いじめは絶対にあってはならない。いじめ防止にあっては、「群馬県立沼田高等学校いじめ防止基本方針」(学校HPに掲載)により、学校全体で進めていくものとする。

10 団体クラブ結成

- (1) 団体クラブ結成加入の場合は、学校の許可を受けること。

11 家庭・休暇・休日

- (1) 予習・復習等、家庭学習を充実させ、教養の向上に努めること。
- (2) 外出の際は行先、帰宅時間等を明確に家人に告げておくこと。
- (3) 地域の行事に対しては、高校生としての自覚を持って接すること。
- (4) 突発的事故発生の場合は、速やかに学校及び担任に連絡すること。
- (5) 不正乗車等の違法行為は絶対にしないこと。

12 アルバイトの扱い

アルバイトは、高校生の本分である学業や学校生活に与える影響を考え、保護者の責任において、目的が正当であり、高校生にふさわしい職種等十分検討したうえで、所定の「届」を提出すること。

なお、アルバイトを希望する者は、下記事項を参考に検討すること。

(1) アルバイトの適否を判断する基準

- ① アルバイトをする目的が正当であること、アルバイトを通じて社会経験をする意志や、得た金銭の使用目的が明確であること。

- ② 保護者がその責任のもとで容認していること。保護者が、本人の目的及びアルバイト内容(雇用主・職種・就労時間等)を把握した上で容認していること。

- ③ 学校生活に支障が生じないこと。アルバイトにより学校生活に支障が生じた場合には継続の可否を検討すること。成績不良科目、遅刻・欠席の増加、頭髪・服装面での校則違反などがある者はこれを正してからとする。

- ④ 職種は、高校生にふさわしい健全なものであること(就労時間・職場環境等)。危険性・風俗性のない職種で、法令等で規制されている職種でないこと。

- ⑤ 雇用主との間で「雇用契約」を結ぶこと。「届」の提出に際して、「雇用契約書」の写しを添付すること。なお、雇用契約書には、事故補償等が明記されていること。

- ⑥ 自宅と職場との時間的・距離的問題がなく、自宅から通えること。交通安全確保及び家庭学習時間確保のため、遠距離の職場でのアルバイトは避けること。

(2) 手続きの方法

- ① 所定の「アルバイト届」(生徒指導様式1)に必要事項を記入し、担任に提出し、受理された場合は「アルバイト届確認済み証」

(生徒指導様式2)の交付を受けること。

(3) その他

- ① ここに示した手続きがとれていない場合は「無断アルバイト」とみなし、指導を行う。
- ② 長期休業中については、あまり長期にわたらぬこと。(夏季休業中は2週間、冬季休業中は1週間程度)
- ③ 届があった場合は、安全・健全の維持のため、必要に応じて学校から職場を訪問して、指導することがある。
- ④ アルバイトの途中と終了時に「アルバイト報告書」(生徒指導様式3)を提出すること。

13 休業中の心得

休み中をいかに過ごすかは諸君の将来に大きな影響を持つものである。実力を養い、教養、見識を広め有効に過ごすよう心がけたい。平素の緊張から解放された心のゆるみから、おもわぬ事故をおこさないよう十分注意したい。特に次の事項に注意すること。

- (1) 望ましい生活設計を立て、家庭学習について十分考慮し、蓄えられた実力による来学期の飛躍を期すること。
- (2) 長期にわたって学校生活を離れるため、非行化への機会も多い。交友関係に十分注意し、

夜間外出を避け、好ましくない場所には絶対に入りしない。外出の際には必ず家人に行先、帰宅時間を告げ、高校生として当然の生活規律をしっかりと守ること。

- (3) アルバイトについては前記参照。
- (4) キャンプ、旅行など宿泊をする行事については、必ず所定の用紙により学校に届け出て、計画や実施上の心構えについて、担任その他の指導を受ける。
- (5) 季節的特性を考え、交通事故など不慮の災害にあわないよう特に注意すること。交通法規、学校交通安全規則を遵守する。山は気象条件が急変することが多く、冬山登山は事前に県から承認されたもの以外は禁止されている。
- (6) 休業中は本校職員や関係諸機関による街頭指導なども実施される。外出の際は必ず身分証明書を携帯し、補導員に接する態度も高校生らしくすること。